

議案第 3 号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成 2 5 年 3 月 1 6 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

平成25年4月の組織改正等に伴い、鳥取県教育委員会事務局の事務処理権限の区分について、所要の改正を行う。

2 訓令案の概要

- (1) 教育センターの所長の代決の第1順位者を副所長（現行 次長）に改める。
- (2) 教育長の代決の第1順位者に教育次長を、課長等の代決の第1順位者に参事及び室長を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令案

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(代決) 第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。				(代決) 第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。					
組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者		
1 本庁	教育長	<u>教育次長又は次長</u>	主務課長等	1 本庁	教育長	次長	主務課長等		
	課長等	<u>参事、室長又は主務課長補佐（課長補佐のうち、担当業務における上席の職員をいう。）</u>	<u>主務係長</u> （係長のうち、担当業務における上席の職員をいう。）		課長等	<u>主務課長補佐等（課長補佐及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。）</u>	<u>主務係長等</u> （係長及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。）		
2 教育機関	教育センター	所長	<u>副所長</u>	主務課長	2 教育機関	教育センター	所長	<u>次長</u>	主務課長
	略					略			
	埋蔵文化財センター	所長	次長	主務室長又は主務係長（室に置か		埋蔵文化財センター	所長	次長	主務室長又は主務係長（室に置か

				れる係長を 除く。)
略				
略				

2 略

別表第1 (第3条、第4条、第6条-第8条関係)

1~7 略

別表第2 (第9条-第12条、第14条、第16条関係)

共通事項

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等

略

八 任免、手当等 に関する事 務（事務部局職 員に係るものに 限る。）	略	2 児童手当の受 給資格及びその 額の決定（本庁 組織の職員に係 るものに限 る。）	○	
---	---	---	---	--

略

別表第3 (第9条-第12条、第14条、第16条関係)

1~12 略

別表第4 (第10条-第12条、第14条、第16条関係)

共通事項

事項		事務処 理権限 区分	
		専	委

				れる係の係 長を 除く。)
略				
略				

2 略

別表第1

1~7 略

別表第2

共通事項

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等

略

八 任免、手当等 に関する事 務（事務部局職 員に係るものに 限る。）	略	2 子ども手当の 受給資格及びそ の額の決定（本 庁組織の職員に 係るものに限 る。）	○	
---	---	--	---	--

略

別表第3

1~12 略

別表第4

共通事項

事項		事務処 理権限 区分	
		専	委

種類	内容	決権者	任決裁権者
		所長等	所長等
一 サービス、研修及び手当等に関する事務（教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。以下この表において「教育局等」という。）に係るものに限る。）	略		
	5 児童手当の受給資格及びその額の決定		○
	略		
略			

別表第5（第10条—第12条、第14条、第16条関係）

- 1 略
- 2 略

種類	内容	決権者	任決裁権者
		所長等	所長等
一 サービス、研修及び手当等に関する事務（教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。以下この表において「教育局等」という。）に係るものに限る。）	略		
	5 子ども手当の受給資格及びその額の決定		○
	略		
略			

別表第5

1 各教育局

事項		事務処理権限区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一 子ども手当に関する事務（市町村立学校教職員に係るものに限る。）	1 子ども手当の受給資格及びその額の決定		○

- 2 略
- 3 略

3 略

4 略

4 略

5 略

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。